

2021年10月28日

保護者の皆さま
(生徒の皆さん)

校長 瀧 英次

新型コロナウイルス感染症への対応について（第三十三報）

平素よりご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、10月に入って新規感染者数が減少し、飲食店への時短要請等も解除されて日常生活に戻りつつあります。それに伴い大阪府立学校ではこれまでの教育活動の制限を解除することですが、陽性者が確認された場合、保健所の疫学調査に協力するとともに、検査対象者の特定ならびに検査結果の判明まで学校全体を臨時休業するという方針に変更はありません。今後、第六波やインフルエンザの流行も懸念されますので、本校では感染症対策を継続的に実施しつつ、感染の状況を注視しながら徐々に制限解除の判断をしていきたいと考えています。生徒の皆さんも引き続き毎日の健康観察や手洗い、消毒、常時換気、感染リスクの高い行為（向かい合って食べる、登下校時にマスクを外す等）を避ける等、より一層感染予防に努めてください。また、体調が良くない（発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等の症状がある）場合や、家族や知人に感染が疑われる方がいらっしゃる場合は登校を見合わせてください。

引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 感染予防の徹底について

- 1) 感染リスクの高い学習活動は原則として行わない。ただし、教科として必要な場合は、特に感染症対策を徹底したうえで実施する。
- 2) スクールシールドの設置を継続する。
- 3) 時差登校は2学期末まで実施する。
- 4) 飲食時が最も感染リスクが高いため下記の注意事項をしっかりと守ること。
 - ・「黙食」（食事中は会話を控え、対面での飲食は絶対避ける）を徹底すること。
 - ・教室と食堂以外（中庭や自動販売機前のベンチ等）での食事は禁止する。
- 5) 三密を回避するとともに、常時マスク（できるだけ不織布マスク）着用を心掛けること。
- 6) 不要不急の外出を控えること。友人宅に集まったり、会食したり、宿泊したりしない。

2. 文化祭について

- 1) 文化祭の実施（準備・本番）に当たってはマスク着用を徹底し、十分な感染症対策を講じるとともに、「接触」「密集」「近距離での活動」「向い合っただけの発声」等を可能な限り避けること。
 - ・劇や呼吸が激しくならない軽度なパフォーマンスはマスク着用を徹底すること。
 - ・呼吸が激しくなるようなパフォーマンスや管楽器演奏等でやむを得ない場合は、マスク着用と同等程度の感染対策を講じたうえで実施すること。
- 2) 文化祭に係る朝練習や準備は教員の現場付き添いがあれば可とする。
 - ・7時30分（開門時間）以降に開始し、片付けも含めて授業の10分前には終了すること。
 - ・昼休みは教員の付き添いなしでも可とする。
 - ・文化祭に関係のないクラブ活動の朝練習は不可とする。

3. クラブ活動について

- 1) こまめな手指消毒や常時換気等、感染症対策を再度徹底すること。
- 2) 平日2時間程度、土日祝日は4時間程度とし、完全下校時間を厳守すること。
- 3) 登下校時や公式戦会場等への移動時において、生徒同士で食事をするのを控えること。
- 4) 他府県の学校との交流や練習試合も可とする。ただし、感染が判明した場合に迅速に対応が取れるよう事前に準備しておくこと。
- 5) 保護者の観戦については中学入試終了まで不可（校外の公式戦においても同様）とする。
※ 競技や会場によっては保護者の観戦を認めているところもあるが、感染予防のため本校の関係者はしばらく観戦を控えること。

4. 府県間の移動や泊を伴う教育活動について

- 1) 府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）は、十分な感染症対策を講じたうえで実施可となっているので、中・高とも修学旅行は実施の方向で準備する。
- 2) 冬休み中の合宿については今後検討する。

5. ワクチン接種と副反応による欠席の扱いについて

- 1) ワクチン接種および副反応による欠席は「出席停止」とする。
※ 申請にあたっては「新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）についての届け出」に理由を書くとともに、「新型コロナウイルスワクチン接種記録書」のコピーを添付すること。
- 2) 発熱や倦怠感等の風邪症状が出た場合、副反応によると思われる場合でも症状が治まってから2日間は自宅待機すること。

6. その他

- 1) 原則として「府立学校における今後の教育活動等についての通知」（2021年10月21日大阪府教育庁）に従う。
- 2) 保護者・OB・OGの入校ならびに保護者会の開催は中学入試終了まで原則不可とする。
 - ・文化祭は無観客でライブ配信を行う。
 - ・授業参観は3学期実施に向けて検討する。
 - ・荷物搬入等で一時的に入校する場合は事前に教頭の許可を得ること。

以上